

表 I - 1 大気基準適用施設の届出等施設数 (全国) 注1) 注2)

大気基準適用施設		平成19年3月31日現在		【参考】 平成18年 3月31日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉		14 (14)	31 (31)	31 (31)
製鋼用電気炉		69 (69)	112 (112)	115 (115)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、 溶解炉、乾燥炉)		8 (7)	18 (15)	18 (15)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		237 (237)	816 (816)	803 (803)
廃棄物 焼却 炉	4 t/h以上	—	1,100 (1,097)	1,087 (1,084)
	2 t/h以上 ～4 t/h未満	—	1,501 (1,500)	1,523 (1,522)
	2 t/h未満 <sup>注3)</sup>	—	8,781 (8,762)	9,007 (8,988)
	小計	8,802 (8,790)	11,382 (11,359)	11,617 (11,594)
合計		9,130 (9,117)	12,359 (12,333)	12,584 (12,558)

注1) 鉍山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を( )に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉍山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m<sup>2</sup>以上のもの。

表 I - 2 (1) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注1) 注2)

水質基準対象施設	平成19年3月31日現在		【参考】 平成18年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	35 (35)	98 (98)	98 (98)
カーバト法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設	41 (41)	53 (53)	53 (53)
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	5 (5)	21 (21)	19 (19)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	3 (3)	6 (6)	6 (6)
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	6 (6)	32 (32)	32 (32)
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	2 (2)	5 (5)	5 (5)
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	5 (5)	5 (5)
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	2 (2)	6 (6)	6 (6)
2,3-ジクロロ-1,4-ナフキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0 (0)	3 (3)	3 (3)
ジメチルジシロキシンの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルジシロキシン洗浄施設及び熱風乾燥施設	1 (1)	7 (7)	7 (7)
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	37 (37)	77 (77)	80 (80)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	5 (5)	16 (16)	16 (16)

表 I - 2 (2) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注1) 注2)

水質基準対象施設		平成19年3月31日現在		【参考】 平成18年 3月31日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちのろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		6 (6)	253 (253)	251 (251)
廃棄物焼却炉に係る 廃ガス洗浄施設、湿式 集じん施設及び灰の 貯留施設であって汚 水または廃液を排出 するもの	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	1,081 (1,076)	2,229 (2,215)	2,257 (2,244)
	灰の貯留施設	397 (397)	853 (853)	843 (843)
	小計	1,478 (1,473)	3,082 (3,068)	3,100 (3,087)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		19 (19)	160 (160)	160 (160)
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		35 (35)	54 (54)	54 (54)
下水道終末処理施設 (水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る)		222 (222)	253 (253)	250 (250)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		33 (31)	55 (53)	65 (63)
合計		1,931 (1,924)	4,186 (4,170)	4,210 (4,195)

注1) 法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可(以下「法に基づく届出等」という。)を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を( )に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表 I - 3 大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別－全国）注1)

	平成18年3月31日 現在の設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	14条 規模変更 注4) d		廃止等 注5) e	平成19年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d-e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)		
				平成18年 3月31日 現在の 設置基数	平成19年 3月31日 現在の 設置基数				特定 事業場数 注6)		
焼結鉄の製造の用に供する焼結炉	31	0	0	—		0	31	14	0	0	0
製鋼用電気炉	115	0	0	—		3	112	69	0	0	0
亜鉛回収施設	焙焼炉	7	0	0	—		7	7	2	2	1
	焼結炉	2	0	0	—		2		0	0	
	溶鉄炉	2	0	0	—		2		0	0	
	溶解炉	3	0	0	—		3		0	0	
	乾燥炉	1	0	0	—		1		1	1	
	小計	15	0	0	—		15		3	3	
アルミニウム 合金製造施設	焙焼炉	20	1	0	—		20	237	0	0	0
	溶解炉	727	29	5	—		738		0	0	
	乾燥炉	56	4	0	—		58		0	0	
	小計	803	34	5	—		816		0	0	
廃棄物焼却炉	4t/h以上	1,084	22	0	-1	+3	11	8,790	3	3	19(7)
	2t/h以上～4t/h未満	1,522	13	0	-2	+0	33		1(1)	1(1)	
	2t/h未満	8,988	271	11	-5	+5	508		19(10)	19(10)	
	200kg/h以上～2t/h未満	3,101	39	1	-1	+1	122		12(6)	12(6)	
	100kg/h以上～200kg/h未満	3,957	178	7	-2	+3	253		6(2)	6(2)	
	50kg/h以上～100kg/h未満	1,340	36	3	-1	+0	86		1(2)	1(2)	
	50kg/h未満 (0.5㎡以上)	590	18	0	-1	+1	47		0	0	
	小計	11,594	306	11	-8	+8	552		23(11)	23(11)	
合計	12,558	340	16	-8	+8	581	12,333	9,117	26(11)	26(11)	20(7)

注1) 法第12条及び第13条による届出施設（法に基づく届出施設）と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。

注2) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたもののうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「-」は他の区分への移行、「+」は他の区分からの移行を意味する。

注5) 構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。

注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注7) 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）に再掲した。

表 I - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）<sup>注1)</sup>

大気基準適用施設		平成19年3月31日現在の設置基数 <sup>注2)</sup>			
		(計) a + b + c	附則別表 第二 <sup>注3)</sup> a	別表第一	
				法施行前 設置 <sup>注4)</sup> b	法施行後 設置 <sup>注5)</sup> c
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉		31 (31)	29 (29)	—	2 (2)
製鋼用電気炉		112 (112)	103 (103)	6 (6)	3 (3)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、 溶解炉、乾燥炉)		18 (15)	18 (15)	—	0 (0)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		816 (816)	642 (642)	—	174 (174)
廃棄物 焼却 炉	4 t/h以上	1,100 (1,097)	746 (745)	114 (112)	240 (240)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	1,501 (1,500)	1,132 (1,131)	131 (131)	238 (238)
	2 t/h未満 <sup>注6)</sup>	8,781 (8,762)	5,642 (5,634)	484 (479)	2,655 (2,649)
	小計	11,382 (11,359)	7,520 (7,510)	729 (722)	3,133 (3,127)
合計		12,359 (12,333)	8,312 (8,299)	735 (728)	3,312 (3,306)

注1) 大気基準適用施設における基準適用状況について計上。

注2) 鉍山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を( )に再掲した。

注3) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注5) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注6) 焼却能力50 kg/h以上又は火床面積0.5 m<sup>2</sup>以上のもの。

表 I - 5 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括－全国）注1)

	平成18年 3月31日現在 の設置基数 a	新設 注2)	既設 注3)	法・瀬戸 内法間の 移行 注4)	廃止等 注5)	平成19年3月31日 現在の設置基数 a+b+c-e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)			
								平成18年 3月31日 現在の 設置基数	平成19年 3月31日 現在の 設置基数	特定 事業場数 注6)	
硫酸塩ハルブ(ケアトハルブ)又は亜硫酸ハルブ(サルフイトハルブ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	98	1	0	0	1	98	35	0	0	0	
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	53	1	0	0	1	53	41	0	0	0	
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アルキ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	19	2	0	0	0	21	5	0	0	0	
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	6	0	0	0	0	6	3	0	0	0	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	32	0	0	0	0	32	6	0	0	0	
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	5	2	0	0	0	
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	5	1	0	0	0	
4-クロロフル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	6	0	0	0	0	6	2	0	0	0	
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	
ジチオジシンバ イレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジチオジシンバ イレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	7	0	0	0	0	7	1	0	0	0	
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	80	2	0	0	5	77	37	0	0	0	
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	16	0	0	0	0	16	5	0	0	0	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	251	3	0	0	1	253	6	0	0	0	
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2,244	41	1	0	71	2,215	1,076	13(5)	14(5)	9(4)
	灰の貯留施設	843	27	1	0	18	853	397	0	0	0
	小計	3,087	68	2	0	89	3,068	1,473	13(5)	14(5)	9(4)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	160	3	0	0	3	160	19	0	0	0	
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	54	1	0	0	1	54	35	0	0	0	
下水道終末処理施設	250	4	0	—	1	253	222	0	0	0	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	63	2	0	0	12	53	31	2	2	2	
合計	4,195	87	2	0	114	4,170	1,924	15(5)	16(5)	11(4)	

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。  
 注2) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注4) 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注5) 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。  
 注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注7) 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を( )に再掲した。

表 I - 6 ( 1 ) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	焼結紙の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉						垂鉛回収施設					
	事業場数 (注1)	17年度未施設数				18年度未施設数 (a+b+c-e-f)	事業場数 (注1)	17年度未施設数				18年度未施設数 (a+b+c-e-f)	事業場数 (注1)	17年度未施設数				18年度未施設数 (a+b+c-e-f)
		(a)	(b)	(c)	(e)			(a)	(b)	(c)	(e)			(a)	(b)	(c)	(e)	
北海道	1	1				1	3	3				3						
青森県							1	1				1	1					
岩手県																		
宮城県							1	2				2						
秋田県																		
山形県																		
福島県												1	2					2
茨城県	1	2				2	3	5				5	1					1
栃木県							2	3			1	2						
群馬県							1	1				1						
埼玉県							5	5				5						
千葉県	1	3				3												
東京都							2	3				3						
神奈川県							1	1				1						
新潟県							3	4				4						
富山県							1	1				1						
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県	1	3				3	4	12			1	11	1	1				1
三重県																		
滋賀県																		
京都府							3	4				4						
大阪府							1	1				1						
兵庫県	1	1				1	1	1				1						
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県							2	6				6						
岡山県																		
広島県	1	2				2												
山口県							4	12			1	11						
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県												1						
佐賀県							1	1				1						
長崎県																		
熊本県							1	1				1						
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県							1	1				1						
札幌市							1	1				1						
仙台市							2	3				3						
さいたま市																		
千葉市	1	2				2												
横浜市																		
川崎市	1	1				1	1	4				4						
新潟市																		
静岡市																		
浜松市							2	2				2						
名古屋市																		
京都市							6	10				10						
大阪市							2	5				5						
堺市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市	2	3				3	2	3				3						
福岡市																		
函館市																		
旭川市																		
青森市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市												1	1					1
宇都宮市							1	1				1						
川越市																		
船橋市							1	1				1						
横須賀市																		
相模原市																		
富山市							1	1				1						
金沢市																		
長野市																		
岐阜市							1	2				2						
豊橋市							1	1				1						
岡崎市																		
豊田市																		
高槻市																		
東大阪市																		
姫路市							4	5				5	1	1				1
奈良市																		
和歌山市	1	2				2	1	2				2	1	1				1
岡山市																		
倉敷市	1	4				4	2	6				6						
福山市	1	5				5												
下関市																		
高松市							1	1				1						
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市	1	2				2												
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	14	31	0	0	0	31	69	115	0	0	0	3	112	7	7	0	0	7

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表1-6(2) 大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別-都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設																			
	焼結炉					溶鉱炉					溶解炉					乾焼炉				
	17年度未施設数(a)	新設(b) <small>(注2)</small>	既設(c) <small>(注3)</small>	規模未変更(e)	廃止(f)	18年度未施設数(a+b+c-e-f)	17年度未施設数(a)	新設(b) <small>(注2)</small>	既設(c) <small>(注3)</small>	規模未変更(e)	廃止(f)	18年度未施設数(a+b+c-e-f)	17年度未施設数(a)	新設(b) <small>(注2)</small>	既設(c) <small>(注3)</small>	規模未変更(e)	廃止(f)	18年度未施設数(a+b+c-e-f)		
北海道																				
青森県	1					1		1				1								
岩手県																				
宮城県																				
秋田県																				
山形県																				
福島県																				
茨城県																				
栃木県																				
群馬県																				
埼玉県																				
千葉県																				
東京都																				
神奈川県																				
新潟県																				
富山県																				
石川県																				
福井県																				
山梨県																				
長野県																				
岐阜県																				
静岡県																				
愛知県																				
三重県																				
滋賀県													1					1		
京都府																				
大阪府																				
兵庫県																				
奈良県																				
和歌山県																				
鳥取県																				
島根県																				
岡山県																				
広島県																				
山口県																				
徳島県																				
香川県																				
愛媛県																				
高知県																				
福岡県																				
佐賀県																				
長崎県																				
熊本県																				
大分県																				
宮崎県																				
鹿児島県																				
沖縄県																				
札幌市																				
仙台市																				
さいたま市																				
千葉市																				
横浜市																				
川崎市																				
新潟市																				
静岡市																				
浜松市																				
名古屋市																				
京都市																				
大阪市																				
堺市																				
神戸市																				
広島市																				
北九州市																				
福岡市																				
函館市																				
旭川市																				
青森市																				
秋田市																				
郡山市																				
いわき市	1					1						2						2		
宇都宮市																				
川越市																				
船橋市																				
横須賀市																				
相模原市																				
富山市																				
金沢市																				
長野市																				
岐阜市																				
豊橋市																				
岡崎市																				
豊田市																				
高槻市																				
東大阪市																				
姫路市																				
奈良市																				
和歌山市																				
岡山市																				
倉敷市																				
福山市																				
下関市																				
高松市																				
松山市																				
高知市																				
長崎市																				
熊本市																				
大分市																				
宮崎市																				
鹿児島市																				
合計	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	3		

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。



表1-6(3) 大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別-都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設					事業場数(注1)	熔鑄炉					アルミニウム合金製造施設													
	小計						溶解炉					乾燥炉													
	17年度未施設数(a)	新設(b)(注2)	既設(c)(注3)	規模未変更(e)	廃止(f)		18年度未施設数(a+b+c-e-f)	17年度未施設数(a)	新設(b)(注2)	既設(c)(注3)	規模未変更(e)	廃止(f)	18年度未施設数(a+b+c-e-f)	17年度未施設数(a)	新設(b)(注2)	既設(c)(注3)	規模未変更(e)	廃止(f)	18年度未施設数(a+b+c-e-f)						
北海道						3						5						5							
青森県	2					2																			
岩手県																									
宮城県						1						2													
秋田県																									
山形県						2						4	4					8							
福島県	2					2	4	1			1	25					2	25							
茨城県	1					1	7	1	1		2	30				1	29	2							
栃木県							12					60	3			4	59	3							
群馬県						6	1				1	7		4			11	1							
埼玉県						10						39	3			1	41	4							
千葉県						2						11				6	5	2							
東京都																		2							
神奈川県																									
新潟県						3						9	1					10							
富山県						16						44				1	43								
石川県						1						1													
福井県						4						13	3				1	1							
山梨県						2						5						5							
長野県						7						19	1				3	1							
岐阜県						3						2	1					3							
静岡県						15	4				4	62	1			4	59	5							
愛知県	2					2	42	7		1	6	109	3	1		3	110	11							
三重県						8	2					31	1					32							
滋賀県						5						16						16							
京都府						2						4						4							
大阪府						4						13					3	13							
兵庫県						3						8						8							
奈良県																									
和歌山県																									
鳥取県																									
島根県																									
岡山県						1						3				1	2								
広島県						1						3						3							
山口県						2						3						3							
徳島県																									
香川県						1						1						1							
愛媛県																									
高知県						6						18	1					19							
福岡県	2					2	6					2					3	19							
佐賀県						2						2						2							
長崎県						1						1						1							
熊本県						8						17	1					18							
大分県																									
宮崎県						1						1						1							
鹿児島県						2						2						2							
沖縄県																									
札幌市																									
仙台市																									
さいたま市																									
千葉市																									
横浜市						1							3					3							
川崎市																	1								
新潟市																									
静岡市						4						23						23							
浜松市						2						6						6							
名古屋市						3						19	1			1	19								
京都市						1						8					1	8							
大阪市						1						2						2							
堺市						4						6					1	6							
神戸市																									
広島市						1						1					1	1							
北九州市						5	1				1	4						4							
福岡市																									
函館市																									
旭川市																									
青森市																									
秋田市						1						1						1							
郡山市																									
いわき市	4					4	1					1						1							
宇都宮市																									
川越市						1						1						1							
船橋市						1						1						1							
横須賀市																									
相模原市																									
富山市						3						2	4				6	2							
金沢市																									
長野市																									
岐阜市						2						5						5							
豊橋市						1						1	1					2							
岡崎市						7						32				1	31	4							
豊田市																									
高槻市																									
東大阪市																									
姫路市	1					1	1	2			2	14						14							
奈良市							1					1						1							
和歌山市	1					1																			
岡山市																									
倉敷市						3	1				1	8						8							
福山市																									
下関市						2						12						12							
高松市						1						1						1							
松山市						1						1						1							
高知市																									
長崎市																									
熊本市																									
大分市						1						2						2							
宮崎市																									
鹿児島市						1						2						2							
合計	15	0	0	0	0	15	237	20	1	0	0	1	20	727	29	5	0	23	738	56	4	0	0	2	58

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。







表 I - 7 (1) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括一都道府県・政令市別) 注1)

	硫酸塩ハルバ(クワトハルバ)又は亜硫酸ハルバ(チルファイトハルバ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設							カバ付法アセチンの製造の用に供するアセチン洗浄施設								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	17年度未施設数(a)	新設 <sup>注3)</sup> (b)	既設 <sup>注4)</sup> (c)	瀬法から法への移行 <sup>注5)</sup> (d1)	法から瀬法への移行 <sup>注5)</sup> (d2)	廃止 <sup>注5)</sup> (f)	18年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	17年度未施設数(a)	新設 <sup>注3)</sup> (b)	既設 <sup>注4)</sup> (c)	瀬法から法への移行 <sup>注5)</sup> (d1)	法から瀬法への移行 <sup>注5)</sup> (d2)	廃止 <sup>注5)</sup> (f)	18年度未施設数(a+b+c-f)
北海道	6	19						19	2	2						2
青森県	1	7						7	1	1						1
岩手県	1	1						1								
宮城県	2	6						6	1	1						1
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県									1	1						1
栃木県									1	1						1
群馬県									1	1						1
埼玉県									1	1						1
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県									1	1						1
新潟県									2	7	1				1	7
富山県	1	2						2	1	1						1
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県	1	2						2								
静岡県	5	9					1	8								
愛知県	1	2						2	3	3						3
三重県	1	10						10								
滋賀県																
京都府									1	1						1
大阪府																
兵庫県	1	2						2	1	1						1
奈良県																
和歌山県																
鳥取県	1	4						4								
島根県	1	1						1								
岡山県									1	1						1
広島県	3	6						6	1	1						1
山口県	1	2						2	1	3						3
徳島県	1	2						2								
香川県									2	2						2
愛媛県	2	8						8								
高知県																
福岡県									1	1						1
佐賀県																
長崎県									1	1						1
熊本県	1	1						1								
大分県																
宮崎県	1	6						6								
鹿児島県	1	1						1	1	1						1
沖縄県									1	1						1
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市									1	1						1
横浜市									1	3						3
川崎市																
新潟市	1	3	1					4	1	1						1
静岡市									1	1						1
浜松市									2	5						5
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市									2	2						2
神戸市																
広島市									1	1						1
北九州市									2	2						2
福岡市																
函館市																
旭川市	1	3						3								
青森市																
秋田市	1	1						1								
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市									1	1						1
奈良市																
和歌山市									1	1						1
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市									1	1						1
宮崎市																
鹿児島市																
合計	35	98	1	0	0	0	0	98	41	53	1	0	0	0	1	53

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。  
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上し;  
 注4) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未調査」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (2) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括—都道府県・政令市別) 注1)

	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設							7μm繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	17年度未施設数(a)	新設 <sup>(b)</sup> <small>(注3)</small>	既設 <sup>(c)</sup> <small>(注4)</small>	瀬法から法への移行 <sup>(d1)</sup> <small>(注5)</small>	法から瀬法への移行 <sup>(d2)</sup> <small>(注5)</small>	廃止 <sup>(f)</sup>	18年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	17年度未施設数(a)	新設 <sup>(b)</sup> <small>(注3)</small>	既設 <sup>(c)</sup> <small>(注4)</small>	瀬法から法への移行 <sup>(d1)</sup> <small>(注5)</small>	法から瀬法への移行 <sup>(d2)</sup> <small>(注5)</small>	廃止 <sup>(f)</sup>	18年度未施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県									1	2						2
東京都																
神奈川県																
新潟県									1	12	1					13
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県									1	2						2
岐阜県																
静岡県									1	2						2
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県									1	1	1					2
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	0	0	0	0	0	0	0	5	19	2	0	0	0	0	0	21

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上し;  
 注4) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (3) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括—都道府県・政令市別) 注1)

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設							塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	17年度未施設数(a)	新設 <sup>(b)</sup> <small>(注3)</small>	既設 <sup>(c)</sup> <small>(注4)</small>	瀬法から法への移行 <sup>(d1)</sup> <small>(注5)</small>	法から瀬法への移行 <sup>(d2)</sup> <small>(注5)</small>	廃止 <sup>(f)</sup>	18年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	17年度未施設数(a)	新設 <sup>(b)</sup> <small>(注3)</small>	既設 <sup>(c)</sup> <small>(注4)</small>	瀬法から法への移行 <sup>(d1)</sup> <small>(注5)</small>	法から瀬法への移行 <sup>(d2)</sup> <small>(注5)</small>	廃止 <sup>(f)</sup>	18年度未施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県								1	9							9
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県	1	2					2									
東京都																
神奈川県	1	2					2									
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県								1	6							6
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県								1	4							4
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県								2	9							9
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市	1	2					2									
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市								1	4							4
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	3	6	0	0	0	0	6	6	32	0	0	0	0	0	0	32

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。  
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上し;  
 注4) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (4) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括—都道府県・政令市別) 注1)

	ア) ロラクソムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、 シクロキサン分離施設、廃ガス洗浄施設						クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設									
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	17年度 未施設数 (a)	新設 (b) <small>注3)</small>	既設 (c) <small>注4)</small>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <small>注5)</small>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <small>注5)</small>	廃止 (f)	18年度 未施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	17年度 未施設数 (a)	新設 (b) <small>注3)</small>	既設 (c) <small>注4)</small>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <small>注5)</small>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <small>注5)</small>	廃止 (f)	18年度 未施設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県	1		3					3								
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市										3						3
浜松市																
名古屋市	1		2					2								
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市									1	2						2
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	2		5	0	0	0	0	5	1	5	0	0	0	0	0	5

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。  
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上し;  
 注4) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。



表 I - 7 (5) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括—都道府県・政令市別) 注1)

	4-フッ化酸水素トリガの製造の用に供する ろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設						2,3-ジブromo-1,4-ナフトキンの製造の用に供する ろ過施設及び廃ガス洗浄施設									
	事業場 数注2)	17年度 未施設数 (a)	新設 (b) 注3)	既設 (c) 注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) 注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) 注5)	廃止 (f)	18年度 未施設数 (a+b+c- f)	事業場 数注2)	17年度 未施設数 (a)	新設 (b) 注3)	既設 (c) 注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) 注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) 注5)	廃止 (f)	18年度 未施設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県		1	3				3		3							3
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県		1	3				3									
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新崎市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	2	6	0	0	0	0	6	0	3	0	0	0	0	0	0	3

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、

法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを示す。

表 I - 7 ( 6 ) 水質基準対象施設の届出等の状況 ( 施設種類別・総括—都道府県・政令市別) 注 1)

	ジオキソベンゾイネットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキソベンゾイネット洗浄施設及び熱風乾燥施設						アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設									
	事業場数 <sup>注2)</sup>	17年度末施設数(a)	新設 <sup>注3)</sup> (b)	既設 <sup>注4)</sup> (c)	瀨法から法への移行 <sup>注5)</sup> (d1)	法から瀨法への移行 <sup>注5)</sup> (d2)	廃止 <sup>注5)</sup> (f)	18年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	17年度末施設数(a)	新設 <sup>注3)</sup> (b)	既設 <sup>注4)</sup> (c)	瀨法から法への移行 <sup>注5)</sup> (d1)	法から瀨法への移行 <sup>注5)</sup> (d2)	廃止 <sup>注5)</sup> (f)	18年度末施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県								2	2							2
茨城県								2	4							4
栃木県								2	3	1						4
群馬県																
埼玉県								1	1							1
千葉県								1	1							1
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県							6		12						1	11
石川県																
福井県								2	8						3	5
山梨県																
長野県																
岐阜県								1	1							1
静岡県								5	15	1						16
愛知県								2	4						1	3
三重県								1	2							2
滋賀県								4	5							5
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	7					7		1							1
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市								1	2							2
川崎市																
新潟市								1	5							5
静岡市																
浜松市								1	4							4
名古屋市								1	4							4
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市								1	1							1
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市									1	1						1
高槻市																
東大阪市																
姫路市								1	2							2
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市								1	2							2
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	1	7	0	0	0	0	7	37	80	2	0	0	0	0	5	77

注1) 法に基づく届出及び瀨戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。  
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀨戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上し;  
 注4) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀨戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀨法から法への移行」、「法から瀨法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀨戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I-7 (7) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括一都道府県・政令市別) 注1)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 <sup>(注2)</sup>	17年度 未施設数 (a)	新設 (b) <small>(注3)</small>	既設 (c) <small>(注4)</small>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <small>(注5)</small>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <small>(注5)</small>	廃止 (f)	18年度 未施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>(注2)</sup>	17年度 未施設数 (a)	新設 (b) <small>(注3)</small>	既設 (c) <small>(注4)</small>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <small>(注5)</small>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <small>(注5)</small>	廃止 (f)	18年度 未施設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県	1	2						2								
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県	1	4						4								
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県									3	48	1					49
千葉県																
東京都																
神奈川県	1								1	10						10
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県	2	193								193	1				1	193
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	1						1								
高知県																
福岡県	1	3						3								
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新崎市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市											1					1
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市	1	6						6								
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	5	16	0	0	0	0	0	16	6	251	3	0	0	0	1	253

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。  
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注4) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (8) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括一都道府県・政令市別) 注1)

	廃棄物焼却に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設								灰の貯留施設								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	17年度未施設数 <sup>(a)</sup>	新設 <sup>(b)</sup>	既設 <sup>(c)</sup>	瀨法から法の移行 <sup>(d1)</sup>	法から瀨法への移行 <sup>(d2)</sup>	規模未変更 <sup>(e)</sup>	廃止 <sup>(f)</sup>	18年度未施設数 <sup>(a+b+c-e-f)</sup>	事業場数 <sup>注2)</sup>	17年度未施設数 <sup>(a)</sup>	新設 <sup>(b)</sup>	既設 <sup>(c)</sup>	瀨法から法の移行 <sup>(d1)</sup>	法から瀨法への移行 <sup>(d2)</sup>	規模未変更 <sup>(e)</sup>	廃止 <sup>(f)</sup>
北海道	21	38	4					42	8	12							12
青森県	16	31	1				1	31	1	8							8
岩手県	6	7	1					7	1	1							1
宮城県	1	6						6									
秋田県	2	1	2					3	5	4	3						7
山形県	15	17					2	15	8	8							8
福島県	12	34					1	33	18	25	6				2		29
茨城県	48	72	10				6	76	10	15							15
栃木県	4	10					3	7	5	10						1	9
群馬県	6	9						9	9	10							10
埼玉県	71	142						142	20	50							50
千葉県	41	102	1				3	100	14	40	2				1		41
東京都	32	144					2	142	21	89	2						91
神奈川県	16	53						53	6	24							24
新潟県	18	28					5	23	16	19							19
富山県	7	29	1				4	26	2	5							5
石川県	4	5						5	7	8							8
福井県	12	28		1				29	5	8							8
山梨県	9	13					1	12	4	4							4
長野県	36	85					1	84		26							26
岐阜県	36	48					1	47									
静岡県	43	69						69	5	15	1				1		15
愛知県	35	62	2				2	62	17	24	1						25
三重県	22	42					6	36	5	8						2	6
滋賀県	6	12	1					13	3	5						1	4
京都府	5	9	1				1	9	7	8							8
大阪府	40	117	3				3	117	2	21	5						26
兵庫県	35	66	1					67	35	41						1	40
奈良県	25	26						26	6	6							6
和歌山県	8	9						9	13	18						2	16
鳥取県	5	13						13	10	16	1						17
島根県	17	21	2				4	19	3	6						1	5
岡山県	12	18					1	17	6	12							12
広島県	14	24						24	5	5							5
山口県	25	56						56		2							2
徳島県	20	38						38	6	7							7
香川県	12	17						17	6	12							12
愛媛県	9	13					1	12	2	2							2
高知県	9	13					1	12									
福岡県	31	49						49	8	21					1		20
佐賀県	8	14					2	12	6	5			1				6
長崎県	10	16						16	5	6							6
熊本県	2	4						4	2	3							3
大分県	1	1					1										
宮崎県	1	1						1									
鹿児島県																	
沖縄県	17	22	1				1	22	8	9						1	8
札幌市	1	7						7	4	8							8
仙台市	5	10					1	9	3	3							3
さいたま市	4	8					2	6	3	6							6
千葉市	5	19						19	3	11							11
横浜市	6	18	1					19	3	21							21
川崎市	15	38	1				1	38	4	4							4
新崎市	8	13					1	12	1	5					1		4
静岡市	7	10						10	3	3							3
浜松市	4	12						12		1							1
名古屋市	3	21					1	20	1	5							5
京都市	7	14						14		5							5
大阪市	9	31						31		11							11
堺市	7	10					1	9	5	6						1	5
神戸市	7	16						16	2	8							8
広島市	19	40					1	39	1	9							9
北九州市	12	33						33	7	25							25
福岡市	4	17						17	1	5							5
函館市																	
旭川市																	
青森市	3	3						3	2	3							3
秋田市	4	9					1	8	1	2							2
郡山市	1	1						1	2	2							2
いわき市	6	17	1				1	17									
宇都宮市	5	13						13		4							4
川崎市	4	6						6	2	4							4
船橋市									2	2							2
横須賀市	3	13						13	1	5							5
相模原市	14	30	6					36	8	8	4						12
富山市	4	8						8	1	1							1
金沢市	2	4						4		1						1	
長野市	11	15						15	1	1							1
岐阜市	4	4						4									
豊橋市	3	3						3	2	4							4
岡崎市	6	7	1					8	1	1							1
豊田市	2	4						4	4	5							5
高槻市	2	12						12		3							3
東大阪市		13						13									
姫路市	9	22						22	1	11	2						13
奈良市	1	4						4	2	2							2
和歌山市	3	4						4		2							2
岡山市	10	10	1					11	3	5							5
倉敷市	12	34						34	3	5							5
福山市	7	14						14	1	2							2
下関市	2	2						2									
高松市	3	3						3	1	2							2
松山市	1	3						3									
高知市	2	3						3	1	2							2
長崎市	5	9					1	8		2							2
熊本市	2	2						2	2	2							2
大分市	4	18					1	17		3						1	2
宮崎市		2						2	1	1							1
鹿児島市	1	1						1	2	4							4
合計	1076	2244	41	1	0	0	71	2215	397	843	27	1	0	0	0	18	853

注1) 法に基づく届出及び瀨戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀨戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀨戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀨法から法の移行」、「法から瀨法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀨戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (9) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括—都道府県・政令市別) 注1)

都道府県	廃棄物焼却に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの							廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設								
	小 計															
	事業場数(注2)	17年度未施設数(a)	新設(注3)(b)	既設(注4)(c)	瀬法から法への移行(注5)(d1)	法から瀬法への移行(注5)(d2)	規模未満変更(注6)(e)	廃止(注6)(f)	18年度未施設数(a+b+c-e+f)	事業場数(注2)	17年度未施設数(a)	新設(注3)(c)	既設(注4)(d)	瀬法から法への移行(注5)(d1)	法から瀬法への移行(注5)(d2)	廃止(注6)(f)
北海道	29	50	4					54	1	36						36
青森県	17	39	1				1	39								
岩手県	7	8						8								
宮城県	1	6						6								
秋田県	7	5	5					10								
山形県	23	25					2	23	1	26						26
福島県	30	59	6				3	62								
茨城県	58	87	10				6	91								
栃木県	9	20					4	16								
群馬県	15	19						19								
埼玉県	91	192						192								
千葉県	55	142	3				4	141	1	2						2
東京都	53	233	2				2	233	1	3						3
神奈川県	22	77						77								
新潟県	34	47					5	42		1						1
富山県	9	34	1					31								
石川県	11	13						13								
福井県	17	36		1				37								
山梨県	13	17					1	16								
長野県	36	111					1	110								
岐阜県	36	48					1	47								
静岡県	48	84	1				1	84								
愛知県	52	86	3				2	87	2	2						2
三重県	27	50					8	42								
滋賀県	9	17	1				1	17								
京都府	12	17	1				1	17								
大阪府	42	138	8				3	143								
兵庫県	70	107	1				1	107								
奈良県	31	32						32								
和歌山県	21	27					2	25								
鳥取県	15	29	1					30								
島根県	20	27	2				5	24								
岡山県	18	30					1	29								
広島県	19	29						29	1	1						1
山口県	25	58						58								
徳島県	26	45						45								
香川県	18	29						29								
愛媛県	11	15					1	14								
高知県	9	13					1	12								
福岡県	39	70					1	69								
佐賀県	14	19		1			2	18								
長崎県	15	22						22								
熊本県	4	7						7								
大分県	1	1					1	1								
宮崎県	1	1						1								
鹿児島県																
神奈川県	25	31	1				2	30								
札幌市	5	15						15								
仙台市	8	13					1	12								
さいたま市	7	14					2	12								
千葉市	8	30						30	1	1						1
横浜市	9	39	1					40	1	1						1
川崎市	19	42	1				1	42	1	29				3		26
新潟市	9	18					2	16								
静岡市	10	13						13								
浜松市	4	13						13								
名古屋市	4	26					1	25	1	1						1
京都市	7	19						19								
大阪市	9	42						42	2	5						5
堺市	12	16					2	14								
神戸市	9	24						24								
広島市	20	49					1	48	1	1						1
北九州市	19	58						58	1	8						8
福岡市	5	22						22								
函館市																
旭川市																
青森市	5	6						6								
秋田市	5	11					1	10								
郡山市	3	3						3								
いわき市	6	17	1				1	17								
宇都宮市	5	17						17								
川崎市	6	10						10								
船橋市	2	2						2								
横須賀市	4	18						18			2					2
相模原市	14	38	10					48								
富山市	5	9						9	2	1	1					2
金沢市	2	5					1	4								
長野市	12	16						16								
岐阜市	4	4						4								
豊橋市	3	7					1	6								
岡崎市	7	8	1					9								
豊田市	6	9						9	1	40						40
高槻市	2	15						15								
東大阪市		13					1	12								
姫路市	10	33	2					35								
奈良市	2	6					2	4								
和歌山市	3	6						6								
岡山市	13	15	1					16								
倉敷市	15	39						39								
福山市	8	16						16								
下関市	2	2					2	2								
高松市	4	5						5								
松山市	1	3						3								
高知市	3	5						5								
長崎市	5	11					1	10	1	2						2
熊本市	2	4						4								
大分市	4	21					2	19								
宮崎市	1	3						3								
鹿児島市	3	5						5								
全 計	1473	3087	68	2	0	0	0	3068	19	160	3	0	0	0	3	160

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注4) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを指す。

表 I - 7 (10) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種別・総括-都道府県・政令市別) 注1

	FON類の破壊の用に供する施設のうちアラスマ反応施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設						下水道終末処理施設							
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	17年度 未施設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法から 法への移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法への移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	18年度 未施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	17年度 未施設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	廃止 (f)	18年度 未施設数 (a+b+c- f)
北海道								5	5					5
青森県								1	1					1
岩手県								1	1					1
宮城県	1		1					1	2					2
秋田県														
山形県								1	1					1
福島県														
茨城県	2	5						5	4	4				4
栃木県	1	1						1	3	3				3
群馬県	3	4						4	4	6				6
埼玉県	3	5						5	10	10				10
千葉県	1	1						1	3	3				3
東京都									21	21				21
神奈川県	1	1						1	12	12				12
新潟県														
富山県	1	2						2	3	3				3
石川県														
福井県								1	1					1
山梨県								1	1					1
長野県		1						1	2	2				2
岐阜県	2	3						3	3	3				3
静岡県	1	1						1	2	2				2
愛知県	3	4						4	8	8				8
三重県								2	2	2				2
滋賀県	1	1						1	3	2	1			3
京都府								2	2	2				2
大阪府	1	1						1	14	14				14
兵庫県									9	9				9
奈良県								1	2					2
和歌山県														
鳥取県								4	4					4
島根県								1	1					1
岡山県								1	1					1
広島県	1	2						2						
山口県								1	2					2
徳島県														
香川県	1	3						3						
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県	1	2						2						
長崎県								2	2					2
熊本県														
大分県														
宮崎県								1	1					1
鹿児島県														
沖縄県	1	1						1	1		1			1
札幌市								5	4		1			5
仙台市								2	2					2
さいたま市														
千葉市								2	4					4
横浜市								6	22					22
川崎市								2	4					4
新潟市	1	1						1	1					1
静岡市	1	2						2	3	4				4
浜松市	1	1						1	2	2				2
名古屋市								5	5					5
京都市								4	4					4
大阪市								8	8					8
堺市	1	2				1		1	2	2				2
神戸市								5	5					5
広島市								5	7					7
北九州市	1	2						2	3	4				4
福岡市								3	3					3
函館市								1	1					1
旭川市								1	1					1
青森市														
秋田市								2	2					2
郡山市								1	1					1
いわき市								1	1					1
宇都宮市														
川越市														
船橋市														
横須賀市								2	2					2
相模原市														
富山市	1	1						1	2	2				2
金沢市								1	1					1
長野市								3	3					3
岐阜市								2	2					2
豊橋市								1	1					1
岡崎市								1	1					1
豊田市														
高槻市								1	4					4
東大阪市								2	2					2
姫路市	1	2						2	2	2				2
奈良市														
和歌山市								2	2					2
岡山市								1	1					1
倉敷市								1	1					1
福山市								1	1					1
下関市	1	1						1	1			1		1
高松市								2	1		1			2
松山市														
高知市	1	2						2	1	1				1
長崎市														
熊本市								2	2					2
大分市														
宮崎市								1	1					1
鹿児島市	1	2						2	1	1				1
合計	35	54	1	0	0	0	1	54	222	250	4	0	1	253

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、

法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未調査」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを指す。

表I-7(11) 水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括-都道府県・政令市別)注1)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設						合 計									
	事業場数 <sup>注2)</sup>	17年度未施設数(a)	新設 <sup>注3)</sup> (b)	既設 <sup>注4)</sup> (c)	瀬法から法への移行 <sup>注5)</sup> (d1)	法から瀬法への移行 <sup>注5)</sup> (d2)	廃止 <sup>注5)</sup> (f)	18年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	17年度未施設数(a)	新設 <sup>注3)</sup> (b)	既設 <sup>注4)</sup> (c)	瀬法から法への移行 <sup>注5)</sup> (d1)	法から瀬法への移行 <sup>注5)</sup> (d2)	規模未変更 <sup>注6)</sup> (e)	廃止 <sup>注5)</sup> (f)
北海道								43	112	4						116
青森県								21	50	1						50
岩手県		1					1	9	11							11
宮城県								7	15	1						16
秋田県			1				1	7	5	6						11
山形県								25	52							50
福島県		1					1	34	72	6						75
茨城県								68	110	10						114
栃木県								16	28	1						25
群馬県								23	30							30
埼玉県								109	257	1						258
千葉県	4	5					5	68	159	3					4	158
東京都								75	257	2						257
神奈川県								38	103							103
新潟県	4	16					9	41	83	2					13	72
富山県								21	54	1						50
石川県								11	13							13
福井県								20	45		1					43
山梨県								14	18							17
長野県								39	116							115
岐阜県								43	57							56
静岡県		1					1	65	310	3						310
愛知県		1					1	72	113	3						113
三重県	1	2					2	33	72							64
滋賀県								17	25	2						26
京都府								15	20	1						20
大阪府								57	153	8						158
兵庫県								82	123	1						123
奈良県								32	34							34
和歌山県		1						21	28							25
鳥取県						1		20	37	1						38
島根県								22	29	2						26
岡山県								20	32							31
広島県	1	2					2	26	41							41
山口県	1	5					1	31	79							75
徳島県								27	47							47
香川県	1		1				1	23	35	2						37
愛媛県	2	4					4	17	36							35
高知県								9	13							12
福岡県	1	1					1	42	75							74
佐賀県								15	21		1					20
長崎県								18	25							25
熊本県								5	8							8
大分県								1	1						1	1
宮崎県								3	8							8
鹿児島県								2	2							2
沖縄県	1	1					1	29	34	2						34
札幌市								10	19	1						20
仙台市								10	15							14
さいたま市								7	14							12
千葉市	1	1					1	13	37							37
横浜市	2	2					2	20	69	1						70
川崎市	1	1					1	23	76	1						73
新潟市		1					1	14	27	1						26
静岡市								16	28							28
浜松市								9	21							21
名古屋市								12	38	1						38
京都市								12	27							27
大阪市								19	55							55
堺市								17	22						3	19
神戸市								14	29							29
広島市								27	58						1	57
北九州市		1					1	26	75							75
福岡市								8	25							25
函館市								1	1							1
旭川市								2	4							4
青森市								5	6							6
秋田市								9	15							14
郡山市	1	1					1	5	5							5
いわき市		1					1	9	27	1						27
宇都宮市	1	1					1	6	18							18
川崎市								6	10							10
船橋市								2	2							2
横須賀市								6	20	2						22
相模原市	1	3					3	15	41	10						51
富山市	2	2					2	12	15	1						16
金沢市								3	6						1	5
長野市								15	19							19
岐阜市								6	6							6
豊橋市								4	8						1	7
岡崎市	1	1					1	9	10	1						11
豊田市								8	50							50
高槻市								3	19							19
東大阪市								2	15							14
姫路市								15	40	2						42
奈良市								2	6							4
和歌山市	1	1					1	7	10							10
岡山市								14	16	1						17
倉敷市		1					1	17	45							45
福山市								9	17							17
下関市								2	6						3	3
高松市								6	6	1						7
松山市								1	3							3
高知市	1	1					1	6	9							9
長崎市	1	1					1	7	14						1	13
熊本市								4	6							6
大分市	2	3					3	7	25						2	23
宮崎市								2	4							4
鹿児島市								5	8							8
合 計	31	63	21	0	0	0	53	1924	4195	87	2	0	0	0	114	4170

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。  
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注4) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 8 (1) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況  
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設												廃棄物焼却炉				
	焙焼炉		焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉		小計		4t/h以上				
	18年度末 事業場数	18年度末 施設数	17年度末 施設数	18年度末 施設数	17年度末 施設数	18年度末 施設数	17年度末 施設数	18年度末 施設数	17年度末 施設数	18年度末 施設数	17年度末 施設数	18年度末 事業場数	18年度末 施設数	17年度末 施設数			
北海道															1		
青森県																	
岩手県																	
宮城県																	
秋田県																	
山形県																	
福島県															2(1)		
茨城県																	
栃木県															1	2	2
群馬県															1		
埼玉県																	
千葉県																	
東京都																	
神奈川県															1(1)		
新潟県																	
富山県																	
石川県															1		
福井県															2(2)		
山梨県																	
長野県																	
岐阜県																	
静岡県																	
愛知県																	
三重県																	
滋賀県																	
京都府															1(1)		
大阪府																	
兵庫県																	
奈良県																	
和歌山県																	
鳥取県																	
島根県																	
岡山県																	
広島県																	
山口県																	
徳島県																2	
香川県																	
愛媛県	1	2	2							1	1	3	3	1			
高知県																	
福岡県																	
佐賀県																	
長崎県																	
熊本県																	
大分県																	
宮崎県																	
鹿児島県																	
沖縄県																2	
札幌市																	
仙台市																	
さいたま市																	
千葉市															1(1)		
横浜市															1		
川崎市																	
新潟市																	
静岡市																	
浜松市																	
名古屋市																	
京都市																	
大阪市																	
堺市																	
神戸市																	
広島市																	
北九州市																	
福岡市																	
函館市																	
旭川市																	
青森市																	
秋田市																	
郡山市																	
いわき市																	
宇都宮市															1		
川越市																	
船橋市																	
横須賀市																	
相模原市																	
富山市																	
金沢市																	
長野市																	
岐阜市																	
豊橋市																	
岡崎市																	
豊田市																	
高槻市																	
東大阪市																	
姫路市																	
奈良市																	
和歌山市																	
岡山市																	
倉敷市															1	1	1
福山市																	
下関市																	
高松市																	
松山市																	
高知市																	
長崎市																	
熊本市																	
大分市																	
宮崎市																	
鹿児島市																	
合計	1	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1	3	3	19(7)	3	3	

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。  
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を ( ) 内に再掲した。



表 I - 8 ( 2 ) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況  
(施設種類別—都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉										合 計				
	2t/h以上～ 4t/h未満		200kg/h以上～ 2t/h未満		100kg/h以上～ 200kg/h未満		50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)		小計		18年度末		17年度末
	18年度末 施設数	17年度末 施設数	18年度末 施設数	17年度末 施設数	18年度末 施設数	17年度末 施設数	18年度末 施設数	17年度末 施設数	18年度末 施設数	17年度末 施設数	18年度末 施設数	17年度末 施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道					1	1					1	1		1	1
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県			2(1)	2(1)							2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)
茨城県															
栃木県											2	2	1	2	2
群馬県					1	1					1	1	1	1	1
埼玉県															
千葉県															
東京都			1(1)	1(1)							1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県					1	1					1	1	1	1	1
福井県			2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	1(2)	1(2)			5(6)	5(6)	2(2)	5(6)	5(6)
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府			1(1)	1(1)							1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県			1	1	1	1					2	2	2	2	2
香川県															
愛媛県			1	1							1	1	2	4	4
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県			2	2							2	2	2	2	2
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市			1	1							1	1	1	1	1
横浜市			1(1)	1(1)							1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
川崎市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
秋田市															
郡山市															
いわき市	1	1									1	1	1	1	1
宇都宮市															
川崎市															
船橋市															
横須賀市															
相模原市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市															
奈良市															
和歌山市															
岡山市															
倉敷市											1	1	1	1	1
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合 計	1(1)	1(1)	12(6)	12(6)	6(2)	6(2)	1(2)	1(2)	0	0	23(11)	23(11)	20(7)	26(11)	26(11)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。  
法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を( )内に再掲した。

表1-9 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況  
(施設種別別-都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって 汚水又は廃液を排出するもの									水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設			合 計			
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設			灰の貯留施設			小 計			18年度末 事業場数	17年度末 事業場数	18年度末 施設数	17年度末 施設数			
	18年度末 事業場数	17年度末 事業場数	18年度末 施設数	17年度末 事業場数	17年度末 施設数	18年度末 事業場数	17年度末 事業場数	18年度末 施設数	17年度末 施設数							
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県										1	1	1	1	1	1	1
山形県																
福島県	2(1)	3(1)	3(1)				2(1)	3(1)	3(1)				2(1)	3(1)	3(1)	
茨城県																
栃木県	1	1	1				1	1	1	1	1	1	2	2	2	2
群馬県	1	2	2				1	2	2				1	2	2	2
埼玉県																
千葉県																
東京都	1(1)	1(1)					1(1)	1(1)					1(1)	1(1)		
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県	2	3	3				2	3	3				2	3	3	3
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市	1	3	3				1	3	3				1	3	3	3
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合 計	9(4)	14(5)	13(5)	0	0	0	9(4)	14(5)	13(5)	2	2	2	11(4)	16(5)	15(5)	15(5)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。  
法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を( )内に再掲した。









表 I - 10 (5) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設												小計					
	焙焼炉			焼結炉			溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			18年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)
	18年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	18年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	18年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	18年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)						
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県																		
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県																		
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県																		
三重県																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県	2	2										1	1		3	3		
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
新潟市																		
静岡市																		
浜松市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
堺市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
函館市																		
旭川市																		
青森市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川崎市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
高槻市																		
東大阪市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市																		
福山市																		
下関市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3	3	0	

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。  
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。  
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (6) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉																			
	4t/h以上			2t/h以上～4t/h未満			200kg/h以上～2t/h未満			100kg/h以上～200kg/h未満			50kg/h以上～100kg/h未満							
	18年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	18年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	18年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	18年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	18年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>					
北海道																				
青森県																				
岩手県																				
宮城県																				
秋田県																				
山形県																				
福島県							2	2												
茨城県																				
栃木県	2		2																	
群馬県																				
埼玉県																				
千葉県																				
東京都							1		1											
神奈川県																				
新潟県																				
富山県																				
石川県										1	1									
福井県							2	2					2	1						
山梨県																				
長野県																				
岐阜県																				
静岡県																				
愛知県																				
三重県																				
滋賀県																				
京都府							1	1												
大阪府																				
兵庫県																				
奈良県																				
和歌山県																				
鳥取県																				
島根県																				
岡山県																				
広島県																				
山口県																				
徳島県							1	1		1	1									
香川県																				
愛媛県							1		1											
高知県																				
福岡県																				
佐賀県																				
長崎県																				
熊本県																				
大分県																				
宮崎県																				
鹿児島県																				
沖縄県							2	2												
札幌市																				
仙台市																				
さいたま市																				
千葉市							1	1												
横浜市							1		1											
川崎市																				
新潟市																				
静岡市																				
浜松市																				
名古屋市																				
京都市																				
大阪市																				
堺市																				
神戸市																				
広島市																				
北九州市																				
福岡市																				
函館市																				
旭川市																				
青森市																				
秋田市																				
郡山市																				
いわき市				1	1															
宇都宮市																				
川越市																				
船橋市																				
横須賀市																				
相模原市																				
富山市																				
金沢市																				
長野市																				
岐阜市																				
豊橋市																				
岡崎市																				
豊田市																				
高槻市																				
東大阪市																				
姫路市																				
奈良市																				
和歌山市																				
岡山市																				
倉敷市	1	1																		
福山市																				
下関市																				
高松市																				
松山市																				
高知市																				
長崎市																				
熊本市																				
大分市																				
宮崎市																				
鹿児島市																				
合計	3	1	2	0	1	1	0	0	12	5	4	3	6	3	1	2	1	0	0	1

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。  
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。  
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。



表 I - 10 (7) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉						合計			
	50kg/h未満 (0.5m以上)			小計						
	18年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) (注1)	別表第一 法施行前設置 (b) (注2) 法施行後設置 (c) (注3)	18年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) (注1)	別表第一 法施行前設置 (b) (注2) 法施行後設置 (c) (注3)	18年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) (注1)	別表第一 法施行前設置 (b) (注2) 法施行後設置 (c) (注3)	
北海道				1	1		1	1		
青森県										
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県										
福島県				2	2		2	2		
茨城県										
栃木県				2		2	2		2	
群馬県				1	1		1	1		
埼玉県										
千葉県										
東京都				1		1	1		1	
神奈川県										
新潟県										
富山県										
石川県				1	1		1	1		
福井県				5	2		5	2		
山梨県										
長野県										
岐阜県										
静岡県										
愛知県										
三重県										
滋賀県										
京都府				1	1		1	1		
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県										
山口県										
徳島県				2		2	2		2	
香川県										
愛媛県				1		1	4	3	1	
高知県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県				2		2	2		2	
札幌市										
仙台市										
さいたま市										
千葉市				1		1	1		1	
横浜市				1		1	1		1	
川崎市										
新潟市										
静岡市										
浜松市										
名古屋市										
京都市										
大阪市										
堺市										
神戸市										
広島市										
北九州市										
福岡市										
函館市										
旭川市										
青森市										
秋田市										
郡山市										
いわき市				1	1		1	1		
宇都宮市										
川崎市										
船橋市										
横須賀市										
相模原市										
富山市										
金沢市										
長野市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
高槻市										
東大阪市										
姫路市										
奈良市										
和歌山市										
岡山市										
倉敷市				1	1		1	1		
福山市										
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
長崎市										
熊本市										
大分市										
宮崎市										
鹿児島市										
合計	0	0	0	23	10	7	26	13	7	6

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。  
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。  
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 1 適用除外等の状況（大気関係・水質関係－全国）

（平成 1 8 年 4 月 1 日～平成 1 9 年 3 月 3 1 日）

	大気関係	水質関係
法第 3 5 条第 2 項に基づく通知受理件数	0	1
法第 3 6 条第 2 項に基づく要求件数	0	0

表 I - 1 2 その他の届出等の状況（大気関係・水質関係－全国）

（平成 1 8 年 4 月 1 日～平成 1 9 年 3 月 3 1 日）

	大気関係	水質関係
法第 1 4 条第 1 項に基づく届出件数 <sup>注 1)</sup>	294	77
法第 1 8 条に基づく届出件数 <sup>注 2)</sup>	988	215
瀬戸内海法第 8 条第 1 項（第 4 項）に基づく許可（届出）件数 <sup>注 3)</sup>	—	9
瀬戸内海法第 9 条に基づく届出件数 <sup>注 4)</sup>	—	9

注 1) 規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数。

注 2) 使用廃止以外の変更届出の件数。

注 3) 規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数。

注 4) 使用廃止以外の変更届出の件数。

表 I - 1 3 適用除外等の状況  
(都道府県・政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要件件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要件件数
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市				
横浜市				1
川崎市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋市				
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市				
広島市				
北九州市				
福岡市				
函館市				
旭川市				
青森市				
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
川崎市				
船橋市				
横須賀市				
相模原市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
高槻市				
東大阪市				
姫路市				
奈良市				
和歌山市				
岡山市				
倉敷市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
長崎市				
熊本市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
合計	0	0	1	0

表 I - 1 4 その他の届出等の状況  
(法・瀬戸内海法別-都道府県・政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設				
	法		法		瀬戸内海法		
	14条変更 その他 <sup>注1)</sup>	18条変更 <sup>注2)</sup>	14条変更 その他 <sup>注1)</sup>	18条変更 <sup>注2)</sup>	8条変更 その他 <sup>注3)</sup>	9条変更 <sup>注2)</sup>	
北海道							
青森県			14				
岩手県	4	12					
宮城県	7	11	2		2		
秋田県	5	14			1		
山形県	4	12	5		6		
福島県	3	17	2		8		
茨城県	14	27	2		13		
栃木県	9	26	3				
群馬県	4	24			1		
埼玉県	8	60	15		26		
千葉県	9	66	4		17		
東京都	12	59			9		
神奈川県	1	21			1		
新潟県	12	21	13		7		
富山県	7	20			9		
石川県	2	9					
福井県	6	10			3		
山梨県	5	1	1				
長野県	6	8					
岐阜県	4				1		
静岡県	36	54	2		17		
愛知県	20	68	1		3		
三重県	9	18			1		
滋賀県	2	19			3		
京都府	3	16					
大阪府	8	27	2		10		3
兵庫県	7	26	3		9		3
奈良県	1	1					
和歌山県	3	19	2		10		
鳥取県		8					
島根県	5		4				
岡山県	1	4			1		
広島県	4	13	2			3	
山口県	2	9					
徳島県	2	32	1		3		
香川県	5	20			2		
愛媛県		5					
高知県		21			1		
福岡県		9			3		
佐賀県	3	3					
長崎県	3	1			2		
熊本県	2	7					
大分県							
宮崎県							
鹿児島県		6					
沖縄県		2			1		
札幌市	1	1	1				
仙台市		3					
さいたま市	1	2					
千葉市							
横浜市	3	9					
川崎市	5	4	2		2		
新潟市	5	4	1		4		
静岡市		10	2		2		
浜松市							
名古屋市	1	2					
京都市	4	6	2				
大阪市	1	15			8		
堺市	2	1			2		
神戸市		4					
広島市		6			1		1
北九州市	6	8				6	1
福岡市		3					
函館市							
旭川市		3			1		
青森市							
秋田市							
郡山市	1	4					
いわき市	1	7	3		5		
宇都宮市							
川崎市	1						
船橋市	4	3					
横須賀市		3					
相模原市		3			2		
富山市	1						
金沢市							
長野市	1	5			7		
岐阜市							
豊橋市	1						
岡崎市	2	5			3		
豊田市	1	5			1		
高槻市		1			1		
東大阪市							
姫路市	6	7					
奈良市							
和歌山市	2	7					
岡山市	1	3	1				
倉敷市	5	5			2		
福山市		1					
下関市	1	4			2		
高松市	2	2					
松山市	1	4					
高知市		1					
長崎市	3						
熊本市							
大分市	2	4	1		1		1
宮崎市							
鹿児島市		5					
合計	294	988	77		215	9	9

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。  
 注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。  
 注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。